地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年三月三十一日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第百四号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令

内閣は、公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第百十四号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二十一条、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十条第五項、第六十一条第一項、第七十二条第一項及び第百六十条並びに同法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第百二条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第九十八条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第一条　地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十三年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二の見出し中「令和二年度」を「令和三年度」に改め、同条第一項中「令和二年四月分」を「令和三年四月分」に、「令和元年五月三十一日」を「令和二年五月三十一日」に改め、同条第二項中「令和元年六月一日」を「令和二年六月一日」に、「四・八一八」を「四・八一三」に改め、同条第三項中「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令及び平成三十一年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部を改正する政令（令和二年政令第百四号）」を「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令等の一部を改正する政令（令和三年政令第百四号）」に、「平成三十年六月一日」を「令和元年六月一日」に改める。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項の項から改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第四項の項までを次のように改める。

改正前地共済法附則第二十八条の十二の二第二項	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る
第四十四条の二（第四十四条の三から第四十四条の五まで	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで	

当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率とする。		
一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を下回る場合　名目手取り賃金変動率	物価変動率が第四十四条の三（第四十四条の五	物価変動率（物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るときは、名目手取り賃金変動率。以下この項及び第五項において同じ。）が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
二　物価変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合　物価変動率	次の各号に掲げる	名目手取り賃金変動率が一を下回る	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の四（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の五
	第四十四条の四（第四十四条の五	当該各号に定める率	名目手取り賃金変動率とする。
		一　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率以下となる場合　名目手取り賃金変動率	名目手取り賃金変動率
		二　名目手取り賃金変動率が一を下回り、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回る場合（物価変動率が一を上回る場合を除く。）　物価変動率	同条（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで

第十一条第一項の表第四十三条の二第四項の項中「第四十三条の二第四項」を「第四十三条の二第三項」に改める。

第十二条第一項の表平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第二項の項を次のように改める。

平成十二年地共済改正法附則第十一条の二第二項	次の各号に掲げる	適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の二第一項に規定する名目手取り賃金変動率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）が一を下回る
法第四十四条の二（法第四十四条の三から第四十四条の五まで	法第四十四条の二（法第四十四条の三から第四十四条の五まで	同条（適用する改正後厚生年金保険法第四十三条の三から第四十三条の五まで